施設入館時に収集する個人情報の取り扱いについて

お預かりした個人情報は感染者が発覚した場合の接触者の特定及び連絡に使用するもので、適切に 管理し、下記の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

- 1) 国の機関等からの情報提供の要請が、当該機関等が所掌する法令の定める事務の実施のために行われるものであり、個人情報取扱事業者が協力しなければ当該事務の適切な遂行に支障が生ずるおそれがあり、かつ、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事業者は、自らの判断により、本人の同意なく、個人データを目的外に利用し、又は当該機関等に提供することができます(個人情報保護法第16条第3項第4号、第23条第1項第4号)。
- 2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合や、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときも、個人情報取扱事業者は、本人の同意なく、個人データを目的外に利用し、又は国の機関を含む第三者に提供することができます(個人情報保護法第16条第3項第2号及び第3号、第23条第1項第2号及び第3号)。

2022年1月 釧路市教育委員会